

報道関係各位

件 名 子ども医療費受給資格証の有効期間の記載誤りについて

1 概要

子ども医療費の対象となる子どもが、令和 4 年 10 月以降、埼玉県内の指定医療機関等で病気等により受診した場合、原則窓口での支払いがなくなりました。

このため、10 月 1 日から使用可能な子ども医療費受給資格証（以下、受給資格証）を送付（10,323 件）しましたが、そのうち 8,046 件の受給資格証の有効期間（終期）について、システムの設定誤り及び確認不足により、本来「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日」の日付を記載するところ、「15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日」の日付が記載された受給資格証を送付していることが判明しました。

今回送付しました受給資格証は、指定医療機関等で使用いただくことは可能ですが、有効期間（終期）の記載誤りを訂正した受給資格証を、準備が整い次第、送付いたします。

対象となる市民の皆様には、多大なるご迷惑をおかけしましたこと深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないよう、確認を徹底するなど再発防止に努めてまいります。

飯能市健康推進部
保険年金課長 大河原
連絡先 042-973-2117